

静岡市海洋・地球総合ミュージアム（仮称）
整備運営事業

実施方針

令和元年 7 月

静岡市

目次

1. 特定事業の選定に関する事項	2
(1) 事業の内容に関する事項	2
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方	7
(2) 募集及び選定に関するスケジュール	7
(3) 民間事業者の募集手続き等	8
(4) 参加資格	9
(5) 事業提案審査及び選定に関する事項	13
(6) 契約に関する基本的な考え方	13
(7) 提出書類の取扱い	14
3. SPCの責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
(1) 予想されるリスクと責任分担	15
(2) 三者協議会の開催	15
(3) 事業の実施状況のモニタリング	15
(4) 入札保証金	15
(5) 契約保証金の納付等	16
4. 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項	17
(1) 立地に関する事項	17
(2) 施設概要	17
(3) 施設の位置づけ	17
5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	18
(1) 係争事由に係る基本的な考え方	18
(2) 管轄裁判所の指定	18
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
(1) 事業の継続に関する基本的な考え方	18
(2) 事業の継続が困難になった場合の措置	18
(3) 金融機関等と市との協議（直接協定の締結）	19
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
(3) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	19
(4) その他の支援に関する事項	20
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
(1) 債務負担行為等	20
(2) 指定管理者の指定	20

(3)	情報公開及び情報提供	20
(4)	応募に伴う費用負担	20
(5)	問合せ先	20

別紙 1 位置図

様式 1 実施方針に関する質問書

様式 2 実施方針に関する意見書

様式 3 事業者対話参加申込書

静岡市（以下、「市」という）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という）に基づき、静岡市海洋・地球総合ミュージアム（仮称）整備運営事業（以下、「本事業」という）の実施に関する方針（以下、「実施方針」という）について公表する。

令和元年7月26日

静岡市長
田辺 信宏

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業の内容に関する事項

① 事業名称

静岡市海洋・地球総合ミュージアム（仮称）整備運営事業

② 公共施設の種類の等

ア 名称

静岡市海洋・地球総合ミュージアム（仮称）（以下、「本施設」という）

イ 種類

教育文化施設

③ 公共施設の管理者の名称

静岡市長 田辺 信宏

④ 事業の目的

本事業は、「国際海洋文化都市・清水」の実現をめざすため、国際客船の玄関口である日の出ふ頭周辺にこれから新たに生まれる集客・交流ゾーンの核となる拠点施設として、海を理解し、海のこれからに触れる「オーシャンフロンティア」ミュージアムを創ることを目的とする。

さらに、「オーシャンフロンティア」ミュージアムとしての機能を担っていくため、以下の4つの効果を生み出すことを本事業のミッションとする。

- ・国際海洋文化都市としてのブランド化
- ・国際的な集客と賑わい創出
- ・海洋文化を拓く研究・教育促進
- ・海洋産業の振興と経済波及

本事業の実施にあたっては、市は、PFI法に基づく事業として実施することを検討しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、市の財政負担の縮減と、安定的かつ継続的な運営を期待する。

⑤ 事業概要

ア 事業方式

本事業は、民間事業者が施設等を整備し、施設等完成後に市に所有権を移転、事業期間中は市が施設等の所有権を有したまま民間事業者が維持管理・運営を行う BTO (Build, Transfer and Operate) 方式とする。

イ 業務範囲

本事業を実施する民間事業者として市より選定された民間事業者（以下、「選定事業者」という）は、本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下、「SPC」(Special Purpose

Company) という) を設立する。SPC は本事業の実施にあたって、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に係る業務を行う。

また、本施設の整備運営に当たっては、清水港・駿河湾を拠点とした海洋学部を有する「東海大学」、海洋科学技術の総合的な研究機関である「JAMSTEC」といった学術研究機関との連携を前提としている。なお、飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務については東海大学による実施とすることを想定している。

SPC 及び東海大学の業務範囲を以下に示す。設計・建設業務の実施にあたっては、東海大学による協力を想定しており、運營業務における展示業務及び普及啓発業務等の実施にあたっては東海大学、JAMSTEC による協力等を想定している。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、「要求水準書 (案)」において示す。

1) SPC 自らが実施する業務範囲

a. 設計業務

- ・ 設計業務 (基本設計・実施設計)
- ・ 設計業務に伴う報告等
- ・ 市への設計図書の提出
- ・ 建築確認・許認可等の手続き
- ・ その他必要な業務

b. 建設業務

- ・ 建設工事業務 (着工前業務、建設期間中業務、竣工後業務、施設の引渡し業務)
- ・ 建設工事業務に伴う報告等
- ・ 展示制作及び設置業務
- ・ その他必要な業務

c. 工事監理業務

- ・ 工事監理業務
- ・ 工事監理業務に伴う報告等
- ・ その他必要な業務

d. 開業準備業務

- ・ 事前広報業務
- ・ 維持管理・運營業務 (SPC 自らが実施する業務) の事前準備業務
- ・ 開業準備期間中の維持管理業務・開館式典等開催業務

e. 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 特殊機材・展示物等保守管理業務
- ・ 什器・備品等保守管理業務
- ・ 植栽・外構保守管理業務

- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務

f. 運営業務

《基幹業務》

- ・ 展示業務
- ・ 普及啓発業務
- ・ 情報収集・コンテンツ開発業務
- ・ 広報・誘客促進業務

《管理等業務》

- ・ 統括管理業務
- ・ 利用料金徴収業務
- ・ 来館者サービス業務
- ・ ミュージアムショップ等運営業務
- ・ レストラン・カフェ運営業務
- ・ 付帯事業運営業務

2) 東海大学が実施する業務範囲

- ・ 維持管理・運営業務（東海大学が実施する業務）の事前準備業務
- ・ 開業準備期間中の維持管理業務（東海大学が実施する業務）
- ・ 飼育設備保守管理業務
- ・ 生物等管理業務
- ・ SPC が実施する設計業務・建設業務に対する協力等
- ・ SPC が実施する運営業務（展示業務、普及啓発業務等）に対する協力等
- ・ その他、SPC が必要とする業務に対する協力

ウ 市の支払いに関する事項

SPC の業務範囲に係る支払いは、以下の 2 種からなる。

- 1) 設計・建設・工事監理に対するサービス対価
 - ・ 設計・建設・工事監理業務に対する対価
- 2) 開業準備に対するサービス対価
 - ・ 開業準備業務に対する対価
- 3) 維持管理・運営に対するサービス対価
 - ・ 維持管理・運営業務に対する対価

設計・建設・工事監理に対するサービス対価は、設計・建設期間中の一括支払い及び建設工事完了後から事業期間終了までの間で支払う割賦払いとする。

開業準備に対するサービス対価は、業務が発生した年度に支払う予定である。

維持管理・運営に対するサービス対価は、供用開始から事業期間終了までの間、SPC に支払う。

詳細は、入札説明書等で示す。

エ 事業スケジュール

令和5年4～7月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下の通り予定している。

日程	内容
令和2年6月	事業契約の締結
令和2年6月～令和4年12月	本施設の設計・建設
令和5年1月～供用開始	本施設の開業準備
令和5年4月～7月	本施設の供用開始
令和20年3月	事業契約終了

オ SPC の収入

上記ウに示すサービス対価の他、SPC が自ら収受できる収入として、入館料、ミュージアムショップやレストラン・カフェの運営から得られる収入等がある。また、提案により、企画展示、ワークショップ、体験プログラム等の企画・運営から得られる収入、付帯事業により得られる収入についても収受できる。

※付帯事業とは、SPC が対象施設又は対象施設用地内において、その施設の機能を損なわない範囲内で、SPC の提案により行う事業とする。

※市は、SPC を「指定管理者（地方自治法第244条の2）」として指定し、利用料金を直接SPC の収入とすることを想定している。

カ ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに関する事項

市はSPC に対して、ミュージアムショップ及びレストラン・カフェに要する部分に関し、貸付又は目的外使用許可を行う。SPC は賃借料又は使用料を毎年市に納付するものとする。

キ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日から令和20年3月までの期間（約18年間）とする。また、本施設の供用開始日は令和5年4～7月を予定している。

⑥ 法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

① 選定方法

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、従来型の手法により実施した場合に比べて、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

② 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

本事業を市が自ら実施する場合の公共負担額と PFI 事業で実施する場合の公共負担額を算出のうえ、これを現在価値に換算し、比較することにより評価を行う。

イ PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

ウ 上記ア及びイを踏まえた VFM (Value for Money) の検討による総合的評価

上記の定量的評価及び定性的評価並びに本実施方針に関する質問及び意見等を総合的に勘案したうえで、次のいずれかが期待できる場合に特定事業として選定する。

- 1) 公共サービスが同一水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減が期待できること。
- 2) 公的財政負担が同一の水準にある場合において公的サービスの水準の向上を期待できること。

③ 選定結果の公表方法

上記②の選定基準・手順に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、VFM の評価を明らかにしたうえで、令和元年 10 月に市ホームページにて公表する。なお、特定事業の選定を行わない場合にあっても同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

市は、本事業を PFI 法第 7 条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集する。民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札によるものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象となり、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用される予定である。

(2) 募集及び選定に関するスケジュール

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは概ね下表のとおりである。

日程	内容
令和元年 7 月 26 日（金）	実施方針等の公表
令和元年 8 月 6 日（火）	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切
令和元年 8 月 27 日（火）（予定）	実施方針等に関する質問回答公表
令和元年 9 月 3 日（火）（予定）	事業者対話の実施
令和元年 10 月	特定事業の選定・公表
令和元年 10 月中旬	入札説明書等の公表
令和元年 10 月下旬	参加表明書、参加資格確認申請、入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
令和元年 11 月上旬	入札説明書等に関する質問回答公表（第 1 回）
令和元年 11 月下旬	参加資格審査結果の通知
令和元年 12 月上旬	入札説明書等に関する質問受付（第 2 回）
令和元年 12 月下旬	入札説明書等に関する質問回答公表（第 2 回）
令和 2 年 1 月下旬	提案書の提出期限
令和 2 年 3 月下旬	落札者の決定公表
令和 2 年 5 月	仮契約の締結
令和 2 年 6 月	事業契約の締結
令和 5 年 1 月	開業準備開始
令和 5 年 4～7 月	供用開始
令和 20 年 3 月	事業契約終了

(3) 民間事業者の募集手続き等

① 実施方針等に関する質問及び意見の受付並びに実施方針等に関する質問回答公表

実施方針等の記載内容に関する質問及び意見の受付並びに質問への回答については、下記により行う。

ア 実施方針等に関する質問及び意見の提出

提出期限	令和元年 7 月 29 日（月）～令和元年 8 月 6 日（火） 16 時まで
受付方法	電子メールによる送信にて受け付ける。
申込書の様式	様式 1：実施方針に関する質問書 様式 2：実施方針に関する意見書
提出先	kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

イ 実施方針等に関する質問回答

公表日	令和元年 8 月 27 日（火）（予定）
公表方法	市ホームページで公表する。

② 事業者対話の実施

実施方針等に関する質問回答を踏まえた事業者対話については下記により行う。

ア 開催日時等

日時	令和元年 9 月 3 日（火）（予定）
場所	静岡市役所 清水庁舎（予定）

イ 参加申込方法

参加申込期限	令和元年 8 月 29 日（木） 16 時まで
受付方法	電子メールによる送信にて受け付ける。
申込書の様式	事業者対話の参加希望については、様式 3 の書式を用いること。 事業者対話の具体的な実施日及び詳細等については、参加申込期限終了後に電子メール及び電話等により参加希望者に連絡する。
提出先	kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

③ 入札説明書等の公表

市は、特定事業の選定を行った場合は、実施方針等に対する民間事業者等からの意見等を踏まえ、入札説明書、要求水準書、選定事業者選定基準、事業契約書（案）等（以下、「入札説明書等」という）を市ホームページで公表する。

④ 入札説明書等に関する質問受付、入札説明書等に関する質問回答公表

入札説明書等に関する内容について質問回答を行うものとする。具体的な日程等は、入札説

明書等にて提示する。

⑤ 参加表明書、参加資格確認申請の受付及び参加資格審査結果の通知

市は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類（以下、あわせて「参加表明書等」という）を提出した民間事業者（以下、「応募者」という）を対象に参加資格の有無を確認し、参加資格確認の結果を各応募者に通知する。

なお、参加表明書等の提出方法及び時期並びに必要な書類の詳細等については、入札説明書等にて提示する。

⑥ 提案書の受付

市は、参加資格が確認された応募者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査にあたって、必要であると判断した場合は応募者に対しヒアリングを行うこともある。

⑦ 落札者の決定公表

市は、提案書の審査により落札者を決定し、応募者に通知するとともに、選定結果及び評価結果について、市ホームページで公表する。

⑧ 仮契約、事業契約の締結

市は、落札者が本事業を実施するために設立した SPC と仮契約を締結し、議会の議決を経た後、事業契約を締結する。

(4) 参加資格

① 応募者の構成等

ア 応募者

応募者は、本施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務にあたる者（SPC から各業務を直接請負う又は受託する者）により構成されることを基本とし、一企業（以下「応募企業」という）とすることも複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という）とすることも可能とする。

イ 構成員

構成員とは、応募者を構成し、SPC に対して出資を行う企業であり、参加表明書への明記を求める企業とする。

ウ 代表企業

構成員のうち、応募者を代表する企業とする。なお、代表企業は以下の要件を満たすこと。

- 1) 本事業における応募手続きを行うこと。
- 2) 事業期間にわたり、SPC に対する出資割合を最大とすること。

エ 協力企業

協力企業とは、構成員以外の企業であって、SPC から本事業における業務を直接受託する企業であり、参加表明書への明記を求める企業とする。

オ 留意事項

- 1) 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業とはなれない。ただし、市が SPC との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力企業が、SPC の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 2) 参加表明書等の提出後、応募者の構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

② 応募者の参加資格要件

ア 一般的要件

応募者は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しないこと。
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない又は申立てをされていないこと。ただし、更生開始手続又は再生開始手続が決定された場合を除く。
- 4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日改正）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- 5) 入札参加資格確認基準日において、法人税又は消費税を滞納していないこと。
- 6) 静岡市内に営業所等を有する者にあつては、直近の事業年度において法人市民税を滞納していないこと。
- 7) 市が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・企業及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。
- 8) 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社及びパシフィックコンサルタンツ株式会社が本アドバイザー業務において提携関係にあるアンダーソン・毛利・友常法律事務所並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株

式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

イ 各業務にあたる者の要件

応募者のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

1) 設計業務にあたる者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

設計業務にあたる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示す a、b、c の要件を満たしていること。なお、d の要件は設計業務にあたる者のうちの 1 者が満たせば良いものとする。

- a. 平成 30・31 年度（平成 30・令和元年度）において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成 17 年静岡市告示第 43 号）に基づく資格の認定（以下、「資格認定」という）を受けていること。
- b. 資格認定において、建築関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- c. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録の受けていること。
- d. 平成 11 年以降に、水族館施設又は水族館類似施設の設計業務実績を有すること。その実績は、新築又は増築において延床面積 4,750 m²（観覧プールを含む）以上のものとする（ただし、共同企業体の構成員としての設計業務を実績とする場合は、その共同企業体に最大出資していた構成員に限り、本要件の実績を有する者であるとみなす）。

2) 建設業務にあたる者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

建設業務にあたる者が複数である場合、いずれの企業においても以下に示す a、b、c、d の要件を満たしていること。なお、e 及び f の要件は建設業務にあたる者のうちの 1 者が満たせば良いものとする。

- a. 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）において資格認定を受けていること。
- b. 資格認定において、建築一式工事の認定を受けていること。
- c. 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）における資格認定において、次のいずれかに該当していること
 - ・ 市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所を有し、A 等級に格付けされていること。
 - ・ 上記以外で市が通知した資格審査結果通知書の総合点が●点を超えていること。

- d. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- e. 平成 11 年以降に、水族館施設又は水族館類似施設の建設業務実績を有すること。その実績は、新築又は増築において延床面積 4,750 m²（観覧プールを含む）以上又は水量 500t 以上を扱うものとする（ただし、共同企業体の構成員としての業務を実績とする場合は、出資比率 20%以上のものに限る）。
- f. 平成 21 年以降に、展示面積 1,700 m²以上の科学館、博物館、美術館又は博物館類似施設の展示施工実績を有すること。

※展示施工とは、展示設計業務で作成された設計図書に基づく施工をいう。

3) 工事監理業務にあたる者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- a. 平成 30・31 年度（令和元・2 年度）において、資格認定を受けていること。
- b. 資格認定において、建設関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- c. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録の受けていること。

※工事監理業務にあたる者と、建設業務にあたる者を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

4) 維持管理業務にあたる者

- ・平成 21 年度以降に、延床面積 4,750 m²以上の施設の維持管理業務実績があること（ただし、1 年間以上継続したものに限る）。なお、維持管理業務にあたる者が複数である場合、そのうちの 1 者が満たせば良いものとする。

5) 運営業務にあたる者

- ・平成 21 年度以降に、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）上の登録博物館（第 2 条第 1 項）又は博物館相当施設（第 29 条）における運営業務実績があること。なお、運営業務にあたる者が複数である場合、そのうちの 1 者が満たせば良いものとする。

③ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は令和元年 11 月ごろを予定しており、詳細は入札説明書等で公表する。

④ 参加資格の喪失

参加資格確認基準日の翌日から選定事業者選定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業が上記（4）②に示す資格を欠くに至った場合には、市は当該応募者を選定事業者決定のための審査対象から除外する。

(5) 事業提案審査及び選定に関する事項

① 選定委員会の設置

市は、落札者の決定にあたり、PFI 法第 11 条に定める客観的な評価を行うために、「(仮称) 静岡市海洋地球総合ミュージアム整備運営事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という)を設置する。なお、選定委員会を構成する委員の氏名は入札説明書等にて提示する。

② 審査内容

選定委員会は次の内容により、事業提案に係る審査を行う。具体的な落札者決定基準については、入札説明書等と併せて公表する。

ア 参加資格確認

- 1) 応募者の参加資格要件の確認

イ 提案審査

- 1) 提案書類審査
- 2) 価格審査

ウ 落札者の決定

市は、選定委員会での審査結果を基に落札者を決定し、その結果を公表するとともに落札者と基本協定を締結する。その後、当該落札者が設立した SPC と仮契約を締結し、議会の議決を経た後、事業契約を締結する。

ただし、落札者決定日の翌日から事業契約締結前までの間に、落札者の構成員または協力企業が、上記(4)②に示す資格を欠くに至った場合、又は上記(4)④に示す制限に該当する事態が生じた場合には、この限りではない。

(6) 契約に関する基本的な考え方

① 基本協定書の締結

落札者は、落札者の決定後速やかに、基本協定書(案)に基づき市と基本協定を締結しなければならない。

② 基本合意書(仮称)の締結

市は、落札者及び東海大学と基本合意の内容等の詳細について協議を行う。協議が整い次第、落札者及び東海大学と基本合意書(仮称)を締結する。

③ SPC の設立

本事業に係る民間事業者選定の結果、落札者として選定された応募者は、仮契約締結までに会社法(平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号)に定める株式会社として本事業を実施する SPC を静岡市内に設立するものとする。

④ 事業契約書の締結

市は、事業契約書（案）に基づき落札者又は SPC と事業契約の内容等の詳細について協議を行う。協議が整い、静岡市議会の議決を経た後、SPC と事業契約書を締結する。

（7）提出書類の取扱い

① 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公表、展示その他市が本事業に関し、必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用できるものとする。

また、市は、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表の目的以外には使用しないこととし、提出を受けた資料の返却は行わない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施行方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

3. SPCの責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクと責任分担は、入札説明書等にて提示する。

(2) 東海大学との業務調整等のための定例打ち合わせの実施及び三者協議会（仮称）の開催

SPCは、本施設の円滑な運営実施のため、東海大学との間で定例打ち合わせを実施し、SPC・東海大学間での誠実な協議に基づき、日常的な業務に関する調整・連携等を行わなければならない（定例打ち合わせの一部には市も同席する予定である）。定例打ち合わせの具体的な方法や考え方については、入札説明書等にて提示する。

市は、東海大学が飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務等を確実に遂行し、「要求水準書」に規定したサービス水準を達成しているか否かを確認するため、当該業務の実施状況について、モニタリングを実施する。なお、SPC・東海大学間の業務履行等に疑義が生じ、SPC・東海大学間での協議が整わない場合、SPC・東海大学と三者協議会（仮称）を開催し、当該疑義事項を諮ることを想定している。三者協議会（仮称）の具体的な考え方については、入札説明書等にて提示する。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

① モニタリングの実施

市は、SPCが業務を確実に遂行し、「要求水準書」に規定した性能及びサービス水準を達成しているか否かを確認するため事業の実施状況（東海大学が実施する業務の実施状況を含む）についてモニタリングを実施する。

市は、SPCから報告を求め、市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行い、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。

② モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等にて提示する。

③ SPCに対する支払い額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が維持されず、改善されない場合、市はSPCに対して支払額の減額等を行うことができる。減額等の考え方については、入札説明書等にて提示する。

(4) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(5) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて SPC が実施する業務の履行を確保するため、静岡市契約規則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 47 号）第 35 条の規定に基づき、事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費相当分（ただし、施設整備業務に関する金利支払額を除く）の 100 分の 10 以上とする。

- ①契約保証金の納付
- ②履行保証保険の付保
- ③有価証券その他の担保の提供
 - ・有価証券の提供
 - ・金融機関又は保証事業会社の保証

4. 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項を以下に示す。

所在地	静岡市清水区日の出町 32 番地、36 番地の 2、3、4
敷地面積	約 10,000 m ²
用地地域	工業地域
地区計画	なし
高さ制限	19m (ただし、臨港地区内建築物は適用除外)
臨港地区	商港区 (区域指定の変更等により本事業への対応を想定)
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火指定	準防火地域
都市機能誘導区域	清水駅周辺地区 (※「集約化拠点形成区域」とよぶ)
接道状況	日の出埠頭 1 号道路 (延長: 765.70m、車道幅員 13.3m) 日の出埠頭 2 号道路 (延長: 583.20m、車道幅員 10.0m) 日の出埠頭 6 号道路 (延長: 200.50m、車道幅員 13.2m) 日の出埠頭 9 号道路 (延長: 345.50m、車道幅員 6.5m)

(2) 施設概要

本事業において整備する施設内容は、以下のとおりである。具体的な内容については、要求水準書(案)を参照のこと。

エリア名	必要諸室例	面積
交流エリア	エントランスロビー、ミュージアムショップ、レストラン・カフェ、キッズスペース 等	約 1,700 m ²
展示エリア	常設展示室、企画展示室	約 3,400 m ²
教育普及・研究連携エリア	ライブラリー、ワークショップルーム、プレゼンテーションルーム	約 900 m ²
バックヤードエリア	資料収蔵庫、水族飼育・治療室、魚病検査室、水質検査室、調餌室、展示準備室、資料室、工作室、設備管理室、タンク充填室、荷解室 等	約 2,500 m ²
事務管理エリア	館長室、職員執務室、職員用書庫、コミュニケーター控室、ボランティアルーム、警備員室、救護室 等	約 1,000 m ²
屋外エリア	屋外テラス、屋外倉庫 等	適宜

(3) 施設の位置づけ

本施設の位置づけは以下を想定している。

- ・ 本施設は、博物館法に基づく博物館相当施設の指定を受けるとともに、登録博物館を対象とした博物館の設置及び運営上の望ましい基準についても必要に応じて参考とすることを想定している。そのことを前提とした計画とすること。
- ・ 関係機関、協議会等（例：日本博物館協会、全国科学博物館協議会、日本動物園水族館協会）への加盟は、事業者提案に基づき、市との協議の上で決定する予定である。

5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

市、SPC 及び関係機関との間で締結する事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市、SPC 及び関係機関は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者として選定された応募者は、SPC の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び SPC の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 事業の継続が困難になった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

① SPC の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置

- 1) SPC の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他、事業契約で定める SPC の責めに帰すべき理由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は SPC に対して修復勧告を行い、一定期間内での修復策の提出及び実施を求めることができる。SPC が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することができる。
- 2) SPC が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- 3) 前 2 項の規定により、市が事業契約を解除した場合、SPC は市に生じた損害を賠償しなければならない。

② 市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置

- 1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、SPC は事業契約を解除することができる。
- 2) 前項の規定により SPC が事業契約を解除した場合、市は SPC に生じた損害を賠償する。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力その他市又は SPC の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市及び SPC は事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び SPC は、事業契約を解除することができる。

(3) 金融機関等と市との協議（直接協定の締結）

本事業の安定的な継続を図るために、市は必要に応じて一定の事項について、あらかじめ SPC に本事業に関して資金を融資する金融機関等の融資機関又は融資団と適切な取決めをするための協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、市は現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、市は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

SPC が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を SPC が受けることができるように協力するものとする。

(3) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案（応募）することができる。

なお、本規定は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同社に問い合わせを行うこと。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構

TEL : 03-6256-0071 (代)

(4) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- ① 市は事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて協力を行う。
- ② 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 債務負担行為等

債務負担行為の設定に関する議案を令和元年9月静岡市議会定例会に、事業契約に関する議案を令和2年6月静岡市議会定例会に提出予定である。

(2) 指定管理者の指定

なお、市はSPCを地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定する予定である。

(3) 情報公開及び情報提供

「静岡市情報公開条例」に基づき情報公開を行い、情報提供は適宜、市ホームページで行う。

(4) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 問合せ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、下記のとおりとする。

静岡市 経済局 海洋文化都市推進本部 海洋文化拠点施設建設室

TEL : 054-354-2662

FAX : 054-353-1022

電子メール : kaiyou-toshi@city.shizuoka.lg.jp

別紙1 位置図

